

平成 30 年 5 月 14 日現在

機関番号：32519

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03864

研究課題名(和文) 家族の多様化と政策的対応に関する国際比較研究

研究課題名(英文) A comparative study on family diversification and policy response

研究代表者

魚住 明代 (Akiyo, Uozumi)

城西国際大学・国際人文学部・教授

研究者番号：90228354

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：戦後に発展をみた欧州の福祉国家は、近年の少子・高齢化や経済のグローバル化によって、抜本的な改革を迫られている。他方で、家族の多様化や家族機能の衰退は、社会的支援策へのニーズをますます高めている。

本研究は、多様化する家族のなかでも、とくにひとり親(母子)世帯に焦点を当てて、その支援策のあり方について、家族主義の伝統が比較的強く残る西欧の大陸諸国(ドイツ、フランス、オランダ)と、韓国を取り上げて、文献・実証研究の両面を通して比較研究を行った。対象国の事例から、所得保障と母親の労働環境の向上と福祉・教育サービスを軸にして、それらを横につなぐ視点に立った支援策が必要であることが明らかにされた。

研究成果の概要(英文)：European welfare states have recently been under pressure to undertake drastic reforms due to falling birthrates and ageing populations, as well as the globalisation of the economy. On the other hand, the diversification of families and the decline of family functions have increased their various needs for family support schemes.

In this study, we focused on single-parent households, and examined ways to support them in some countries of continental Western Europe (France, Germany, and the Netherlands) where the tradition of familism has remained relatively strong. We also explored the case of Korea from a comparative angle. As a result, we found that social security and improving mothers' working environments, social welfare, and education services should not be the only primary sources of social support measures; it is also necessary to forge connections among the policies surrounding these issues.

研究分野：家族社会学

キーワード：家族の多様化 家族政策 国際比較研究 ひとり親 オランダ フランス ドイツ 韓国

1. 研究開始当初の背景

現代社会では、個人のライフコースの変化や家族の多様化が進むいっぽうで、家族機能の脆弱性が社会的支援策へのニーズを高めている。他方で、少子・高齢化や経済のグローバル化等により、所得保障や福祉サービスの維持・拡大が困難になっている。

福祉国家の類型論として注目を集めている G. エスピン - アンデルセンの福祉レジーム論に沿ってみると、社会民主主義型といわれる北欧諸国や、自由主義型と呼ばれる米・英・豪などに関する研究に比べて、日本と比較的類似した家族主義の伝統などが見出せる「保守主義(コーポラティスト)型」福祉国家間における家族政策の比較研究は少ないといえよう。

大陸諸国の家族政策に着目する理由は、ドイツやオランダにおいて顕著である、キリスト教民主主義を基盤とした福祉国家を形成してきた過程が興味深いからである。つまり、それらの国々では、北欧に比べて、性別役割分業など、女性の社会的地位に関して日本と共通する課題が見出せることから、比較政策研究の対象として注目に値する。

また、大陸諸国では、所得保障や社会福祉の運営面でも、北欧のように公的機関が直接責任を持つのではなく、民間非営利団体(家族支援団体や職能組織を含む)を中心として発展したという経緯がある。それは近年、公的責任が後退する方向へ改革が進められつつある福祉国家の社会保障・社会福祉行政をめぐる公私関係について、現代的な論点を提供しているともいえよう。

そこで、本研究は、大陸の国々のなかで、フランス、ドイツ、オランダを取り上げて、第二次大戦後から福祉国家が築かれた過程で、家族政策がどのように位置づけられてきたのか、各国の法制度・政策の展開過程と実態面での支援の特徴を中心に考察した。

ここで注目すべきは、近年の社会経済的変動に伴い、西欧の福祉国家においても新自由主義的要素を含んだ改革が進められている点である。これまで比較的手厚い家族政策を実施してきた大陸の福祉国家は、いかなる領域を聖域としてふみとどまり、家族の脆弱性への補強を行っているのだろうか。

こうした問題意識に加えて、本研究では、西欧とアジアの家族政策を対比させて考察するために、東アジアから韓国の事例も研究対象として取り上げた。これらの4か国を対象に、家族への支援策の特徴と課題について考察した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、調査対象国について、これまで専門的な研究を行ってきた研究者が、家族の脆弱性の補強・支援という視点から、家族政策について各国間の比較を交えて検討を加え、日本の政策の示唆とすべき点を見出すことである。

なかでも、生活上のリスクに直面しやすいひとり親(母子)世帯を対象にすることは、調査対象国の最低生活保障のあり方を問い直すことにもつながる。そこで本研究では、ひとり親世帯への支援を中心に、4か国の家族政策の特徴を明らかにして、日本の家族政策の示唆となる点を見出すことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、研究対象として選定した4か国の対象国ごとに、文献研究と実証研究を行った。年間4回程度の研究会を開催して、その都度、各自の研究の進捗状況を報告するかたちで研究を進めた。

文献研究においては、家族政策をめぐる国内外の先行研究を整理した上で、歴史的背景も含めて各国の特徴を明らかにするために、家族政策とその関連領域の法制度・政策に関する年表をそれぞれが作成した。

現地調査についても、担当者が対象国を訪問して、現地の大学・研究所の研究者や行政官などの関連機関を対象にして調査を行ったが、その成果については、次項に要約して述べる。

4. 研究成果

(1) ドイツ

ドイツでは、離別や離婚により経済的基盤を失ったひとり親家族が継続的に増加する傾向にあり、貧困に陥る比率も高い。最低賃金制度の導入(2015)や引き上げ(2017)がなされているが、ひとり親の労働市場への参入が容易ではないことや、就労しても経済的自立が困難な低収入の状況にあることから、多くが親族からの物理的経済的支援を受けているとの調査報告もある。ひとり親への税控除や養育費前払い制度は増額されてはいるが、ひとり親家族の生活を成り立たせるための再教育や就業支援・住宅支援・保育の増設等は、重要な政策課題である。

本研究では、公的支援を補完する家族支援団体への調査を実施した。ドイツには、キリスト教民主主義の伝統に基づいて、地域の家族支援団体が行う幅広い支援のネットワークがある。連邦政府や地方自治体の財政支援を受けて家族支援団体との支援の連携が行われており、ひとり親が抱える諸問題の解決に重要な役割を演じている。ひとり親家族への住まいの提供(有期)就業支援と保育、申請書類の作成や生活情報の提供に加え、カウンセリング等も手厚い。東西ドイツの家族支援組織(siaf, Karla51, 母と子の家, SHIA 等)を訪問し、各組織の支援活動の成果と課題について聞き取りを行った。公的財政支援をうけたプロジェクトがひとり親の就業に成果を上げる一方で、増大する支援の要請に応じきれない現状があること、長期的展望の下では人材確保や財源に不安定な要素があること、特に

財源に関して地域差が大きいこと等も明らかになった。

ドイツの事例から、公的支援を補完する家族支援団体の多彩なプログラムや、期間限定の住宅支援と並行して実施される手厚い自立支援プログラム、保育人材の確保に向けた取り組み等に、日本への政策的示唆を得た。なお、ひとり親家族が抱える問題に対する認識の広がりや、難民のひとり親家族支援にも繋がっており、急増する支援要請への対応が、緊急の課題となっている。

(2) オランダ

オランダでは、母子世帯を対象とした生活保障は、北欧諸国のように就労と子育ての両立支援を整備することより、現金給付を中心とした支援策が中心であった。キリスト教民主主義の伝統にもとづいた性別役割分業が施策の根底にあったため、母子世帯の母親の場合も、子育ては就業より優先すべきとされ、たとえ公的扶助を受給中であっても、求職活動の義務は免除されてきた。

しかし、1990年代年以降の就労支援と一体化した社会保障改革は、母子世帯の母親にも就労を促し、キリスト教民主主義の理念との間でディレンマを生み出すことになった。

母子世帯への経済的支援策は、一般児童手当の他に、低所得層を対象とした追加的児童手当(ミーンズテストつき)や、保育費補助制度などが導入されている。また、最低生活保障のための給付として、一定所得以下の賃貸住宅居住者にはミーンズテストつきの家賃補助や、医療手当(医療保険料の補助)などが導入されている。また、2015年には、公的扶助法が改正され、名称も「(社会・労働市場への)参加法」となり、就労促進策が強調されている。他方で、5歳未満の子どもを養育している場合、その期間の求職活動義務が免除されており、オ

ランダ福祉国家の伝統の一端がまだ残されているようすもうかがえる。

こうした母子世帯への支援策の特徴と課題として、第1に、社会保障給付の低所得層へのターゲット化が進んでいることがある。第2に、給付の引き締め策が、就労支援策において、適職でなくても与えられた職を受け入れざるを得なくなる、いわゆるワークフェアを生み出す可能性がある。第3に、多くのパートタイムで就労する母親への就労支援が、不十分な収入しか得られない「働く貧困層」を増やすことになりかねない。そして第4に、パートタイム就労を前提とした保育サービスの整備についても引き続き検討を要する。以上の点などから、オランダのひとり親世帯への支援策として、就労と社会保障制度をつなぐ支援のあり方をよりきめ細かく検討していく必要があるといえる。

(3) フランス

以上の2か国の典型的な大陸型福祉国家の事例に照らし合わせてみると、フランスの家族政策は、大陸のなかではユニークな存在といえる。その手厚い諸給付は、どちらかといえば北欧の福祉国家に近い特徴をもつといえよう。

まず、家族手当が豊富であり、ユニバーサルな手当とともに、ひとり親への手当、貧困世帯向けの手当でも上乘せされるため、再分配が有効になされている。また、労働時間が日本より短い(週35時間労働制)ため、ワークライフバランスがとりやすい。ただし、低学歴・低所得階層の就労が不安定で不利な状況は、厳として存在する。そのため、伴走型のひとり親就労支援が実施されているが、雇用格差の解消については決め手を欠く。養育費の確保は、離婚の場合は裁判所を通じて、事実婚の解消の場合は家族手当金庫を通じて、必ず対応がなさ

れる。そして、子どもの教育費負担の問題は、3歳からの無償の公教育によって解決される。

このような政策形成の背景には、家族の利害を社会に対して代表する団体としての「家族協会連合」(UNAF)の存在が注目される。フランスでは1975年頃から家族の多様化に関する政策対応が進められ、ひとり親世帯も「家族」として社会的に承認され、「家族協会連合」を通じて要求を政策提言する回路を持ったことも特筆すべきであろう。

フランスの事例から日本の状況に対して示唆される点は、職業生活と家族生活を車の両輪ととらえる社会制度(労働組合と家族組合)の形成、多様な家族を認める家族法的改革、次世代育成に関する費用の無償化についての社会的コンセンサス、生活保障財源における事業主負担(家族手当金庫の財源の6割は企業の拠出)、父親の権利と義務の明確化、などがあげられる。

(4) 韓国

韓国は後発福祉国家として諸制度が急速に形成されてきた。韓国の制度改革を、アクターの役割と当事者のニーズや学術知を政策形成につなげる媒介役としての当事者運動や研究機関の役割に着目しつつ、社会経済的環境、課題認知や政策フレーム形成とその制度改革内容を分析した。

韓国におけるひとり親家族支援の特質として、家族政策としてひとり親家族支援が位置付けられ、日本以上のスピードで福祉・教育・労働分野の制度変化と家族関係の再定義が同時並行で起こっていることが挙げられる。ひとり親家族は、「多様な家族に対する支援」の中に位置づけられている。政策の主要指標として、ひとり親家族の貧困率も設定されてきたが、依然としてひとり親世帯の貧困状況は深刻である。キルキーは世界20か国のひとり親世帯の比較を

通じ、「就労の方向に向けて母子世帯の母親の市民権を再構築しているのはイギリスだけではなく、オランダ、ノルウェー、アメリカは近年、その道のもっと先を進んでいる」(Kilkey,2000=2005)と論じた。韓国の場合、もっと先を進んでいるといえるのではないか。韓国の場合、「就労を通じた福祉」といっても、その就労の質は不安定で非正規の「就労」であり、「福祉」も低所得層対象の現金給付が中心である。保育政策の拡充はみられるものの、「就労を通じた福祉」の「就労」「福祉」双方の質を同時並行であげていかなければならない困難がある。

また、子どもの私教育費負担の問題がある。韓国では可処分所得の50%を費やしてまでも親は子どもの私教育に投資している。貧困の女性化と子どもの不平等問題の根深いつながりを解きほぐし、ひとり親家族の自立を考えるうえでも、公教育の拡充、放課後の子どもの居場所の質向上といった子ども支援が重要な論点となる。ひとり親家族の抱える課題も多重化・複合化し、それが生活困難の一要因にもなっており、複合化するケア課題(ダブルケア)に対応する包括的支援が求められる。

参考文献：Kilkey, Majella, (2000), Lone Mothers between Paid Work and Care: The Policy Regime in Twenty Countries, Ashgate Publication

(5)研究全体のまとめと今後の課題

以上の点を整理すると、4か国の比較研究から、いずれの国においても、社会・経済の変化が急速に進むなかで、ひとり親家族への支援がますます必要になっていることが明らかにされた。

大陸福祉国家の典型例ともいえるドイツとオランダの家族政策においても、近年では性別役割分業についての伝統が薄れ、母子世帯の母親に対して就労促進策が導入さ

れている。ドイツでは、別居親への養育費支払い義務と国がそれを肩代りするしくみが導入され、社会福祉サービスは、民間非営利・営利団体のほか、家族支援団体も公的支援を補完している。他方、オランダでは、ミーンズテスト付き児童手当の導入など、社会保障給付が低所得層に重点的に支給される傾向にあるが、子育て中の母子世帯の母親には、一定期間の求職活動義務が免除されている。また、女性の職場進出が周辺諸国に比べて遅く始まったこともあり、保育所の整備が遅れがちであったが、パートタイム労働者が多いことや伝統的な子育て理念が、保育サービスの整備と利用にも影響を与えている。

いっぽう、フランスは、大陸諸国の一員でありながら、上記の国々に比べて早い時期から、家族手当、養育費の確保、就労と子育ての両立支援などへの公私による手厚い取り組みが行われてきたことが特徴といえよう。

そして、日本と同様に、西欧の先行事例を参考にしながら家族政策を進めてきた韓国においても就労を通じた福祉政策が促進されているが、そこでは、非正規労働者と低所得層対象の現金給付が中心であり、保育拡充と教育費が重要な課題となっている。

以上の点から、日本の政策への示唆として、ひとり親を対象とする家族政策の柱として、ひとり親の労働環境と保育サービスの整備、公教育の無償化、公私の連携によるひとり親世帯支援施策の充実、養育手当の確保への公的介入などについて、より具体的な改革が必要であることが明らかにされた。今後は、サービス利用者のニーズに沿った改革を進めるために、国内調査を通じてひとり親世帯が抱える問題をより多角的に検討するとともに、所得保障と福祉・教育サービスと労働環境を横につなぐ支援策を見出していくことが課題である。

本研究の成果は、近日中に出版する予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者には下線)

[雑誌論文](計3件)

- 1 相馬直子 (2017)「ダブルケア(ケアの複合化)」『都市計画』330号、2017.12. p40-45. 査読無
- 2 相馬直子 (2017)「項目:ダブルケア」『日本大百科全書』(web ニッポニカ)「ジャパンナレッジ lib」2017.11. 査読無
- 3 相馬直子・山下順子 (2017)「ダブルケア(ケアの複合化)」『医療と社会』27(1)、2017.5. p63-75. 査読無

[学会発表・口頭発表](計8件)

- 1 魚住明代「多様化する家族と生活保障 - ひとり親の貧困世帯を中心に(1)ドイツの事例」、第90回日本社会学会大会、2017年11月5日、東京大学本郷校舎
- 2 船橋恵子「多様化する家族と生活保障 - ひとり親の貧困世帯を中心に(2) フランスの事例」第90回日本社会学会大会、2017年11月5日、東京大学本郷校舎
- 3 相馬直子「多様化する家族と生活保障 - ひとり親の貧困世帯を中心に(3) 韓国の事例」第90回日本社会学会大会、2017年11月5日、東京大学本郷校舎
- 4 廣瀬真理子「多様化する家族と生活保障 - ひとり親の貧困世帯を中心に(4)オランダの事例」第90回日本社会学会大会、2017年11月5日、東京大学本郷校舎
- 5 相馬直子「ダブルケアの時代の家族政策: 育児・介護・多重ケアの実態調査から」国立大学附置研究所・センター長会議 第三部会シンポジウム「高齢化時代の働き方・暮らし方」、2017年10月20日、フクラシア東京ステーション
- 6 廣瀬真理子「高齢者介護政策とジェンダー平等」日本学術会議法学委員会ジェンダ

ー法分科会、2017年9月23日、学習院大学

- 7 Junko Yamashita, Naoko Soma (2017) “Balancing Motherhood and Daughterhood: Double Responsibility of Care” 50th Anniversary Conference of the Social Policy Association Social Inequalities: Research, Theory, and Policy, 10-12 July 2017, Durham University, UK
- 8 魚住明代「ドイツにおける住宅支援-ミュンヘンの取り組み-」財団法人日本都市開発機構、2017年5月30日、東京 虎ノ門

[図書](計1件)

- ・魚住明代「第4章 ジェンダーからみた家族」第6章 家族とウエルネスライフ」「第12章 オルタナティブファミリー」(2018年8月刊行予定、増子勝義編『21世紀の家族さがし』所収、学文社)

6. 研究組織

(1)研究代表者

魚住 明代 (UOZUMI AKIYO)
城西国際大学・国際人文学部・教授
研究者番号: 90228354

(2)研究分担者

廣瀬 真理子 (HIROSE MARIKO)
東海大学・教養学部・教授
研究者番号: 50289948

相馬 直子 (SOMA NAOKO)
横浜国立大学・
大学院国際社会科学研究院
研究者番号: 70452050

(3)研究連携者: なし

(4)研究協力者

船橋 恵子 (FUNABASHI KEIKO)
静岡大学名誉教授

以上